

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の

技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部改正

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

○家畜伝染病の発生

○飼料試験結果の公表

○平成十三年宮城県告示第九百五十八号（漁港管理条例第十条の二

第一項に基づく施設の指定）の一部改正

○道路の供用開始

○港湾施設の概要

○都市計画変更の図書の写しの縦覧（四件）

○都市計画事業の認可

公 告

○平成二十二年度砂利採取業務主任者試験の実施

○開発行為に関する工事の完了

公 安 委 員 会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

告 示

○宮城県告示第九百三十五号

平成十七年宮城県告示第五百九十四号（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則に基づく告示）の一部を次のように改正し、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 2中、「第三十二条の三第一項及び第二項」を、「第三十二条の三各項」に改め、同4中、「第二十一条第二項」を、「第二十二条第三項」に改め、同20中、「第十二条第三項（）」の下に、「第十七条の十二第二項及び」を加え、同23中、「第五十三条第五十項及び第五十一項」を、「第五十三条第四十五項及び第四十六項」に改める。

○宮城県告示第九百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇三〇〇二四	アミカ塩釜介護センター 塩釜市玉川二丁目一十	居宅介護 重度訪問介護	M株式会社HC	平成二十二年 十月一日

○宮城県告示第九百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 三頭

四 発生の場所又は区域

栗原市及び石巻市

五 発生年月日

栗原市 平成二十二年九月八日

石巻市 平成二十二年九月十三日
鹿沼市 平成二十二年九月十五日
六 飼糧の取扱
松本 隆

〇宮城県告示第九百三十八号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年七月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十二年十月一日

宮城県知事 村井 嘉浩

安全性に関する検査
平成22年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目										違反の有無及び違反の内容				
					粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 の検査		
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	魚粉	65%イナホフイッシュミール	H22.6														無	
					60%イナホフイッシュミール	H22.7													
							65%フイッシュミール	H22.6											
協同フイッシュコムニール工業株式会社石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	60%フイッシュミール	H22.7															無
					魚粉	H22.6													
							魚粉	H22.6											

栄養成分に関する検査
平成22年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要										違反の内容					
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩基性窒素 %	水溶性窒素 %	ペプトン消化率 %	TDN %		ME kcal/kg	その他 の検査			
協同飼料株式会社石巻工場 石巻市	同左	協同飼料成鶏16	H22.7	16.8	5.2	3.85	0.47	3.4	11.8									無	
				協同飼料マックスェント	H22.7	19.6	5.7	0.78	0.59	2.8	5.3								
						65%イナホフイッシュミール	H22.6	65.9					15.6						
株式会社稲井塩釜工場 塩釜市	同左	同左	同左																無
				同左	同左														
						同左	同左												

により、仙台塩釜港仙台港区の港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種 類	施設名	位 置	構 造	数 量・能 力	備 考
保管施設	みなと三野野積場	仙台市宮城野区港三丁目地内	アスファルト舗装	面積八、二五三平方メートル	新規
保管施設	雷神ふ頭三号野積場	仙台市宮城野区港二丁目及び三丁目地内	アスファルト舗装	面積五一、七六六平方メートル	変更
保管施設	雷神ふ頭四号野積場	仙台市宮城野区港三丁目地内	アスファルト舗装	面積二五、九三九平方メートル	廃止

○宮城県告示第九百四十二号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画市場

2 名称 二号 仙台食肉市場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画と畜場

2 名称 一号 仙台と畜場

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十四号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十五号

登米市から登米都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 登米都市計画下水道

2 名称 登米市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第九百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路事業

2 名称 仙塩広域都市計画道路事業

三・一・一 号 元寺小路福室線

三 事業施行期間
平成二十二年十月一日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分
宮城県仙台市青葉区花京院一丁目及び中央一丁目並びに宮城野区元寺小路、東六番丁及び名掛丁地内

2 使用の部分
宮城県仙台市青葉区中央一丁目地内

公 告

○砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき平成二十二年年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

平成二十二年十一月十二日（金）午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目六・十六

宮城県本町分庁舎六〇三会議室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、平成二十二年十月五日（火）から同月二十二日（金）までとする。ただし、郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は七千六百円とし、受験願書に七千六百円分の宮城県収入証紙をはり付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課及び各地方振興事務所へ配布する。

4 受験願書の提出先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業立地推進課（電話〇二二・二二二・二七三二）

5 受験願書の添付書類

写真（手札形）縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル）とし、受験願書の提出前六か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称
名取市手倉田字諏訪六百一、六百二番及び六百五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市青葉区本町三丁目四番十八号 東北セキスイハイム不動産株式会社

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第138号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

平成22年10月1日

宮城県公安委員会委員長 畠山 英子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者		
現に技能検定員、教習指導員である者が普通自動車免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	平成22年11月6日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の		

資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成21年、22年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成23年2月28日まで	宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成22年10月1日（金）から平成22年10月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間
平成22年10月1日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
イ 配布場所
宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせること。
問い合わせ先の電話番号 022 - 373 - 3601（内線221、222）